

新・動物愛護法の成立と「法文化仮説」

青 木 人 志

一 動物法に関する「法文化仮説」

現在わたくしは、動物に関する内外の法を比較法文化論の立場から検討する作業を続けており、これまでの成果は、すでに複数の論稿で報告した(青木人志(一九九八a)(一九九八b)(一九九九a)(一九九九b)(一九九九c)(一九九九d))。動物の問題をとりわけ詳しく規定する欧米諸国の法に比べると、わが国の動物関連立法は保護立法についても管理立法についてもあきらかに数が少なく、しかも「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和四十八年法律第百五号)に代表されるわずかな立法は、これまでほとんど活用されてこなかったといってよい。いったい、欧米とわが国とで、このような顕

著な違いが生じるのはなぜだろうか。その理由をどう説明したらいいのか。そこにわたくしの問題関心の焦点がある。

そのような現象を理解するための仮説として、わたくしが提唱しているのは、「法文化」という概念を用いた説明(または解釈)である。ここでいう「法文化」には、二重の意味を与えている。ひとつは、「法にあらわれた文化」という意味で、一般的な文化(ここでは「動物観」が法に反映したものをさす。もうひとつは、「法についての文化」という意味で、わが学界でさかんに論じられてきた日本人の法意識、法制度、裁判所などの法的インフラの整備状況、それらと訴訟利用(回避)率の関係、といった問題とかがわかる。

まずは、動物観の問題についてのわたくしの仮説はこうである。わが国の伝統的な意識では、動物と人間はそれぞれ独自の世界に住むいわば「隣人」同士である。ただし、人間と動物それぞれの世界は一部分重なり合い、そこではもちろん両者の葛藤や心の交流が生まれる。一方、西洋的な世界観では、動物は人間とともに神が創った「同じ被造物」(Mitgeschöpf)であって、しかも聖書の記述によれば、人間は動物を支配・保護すべく世界の始まりから運命づけられている。このような世界観のもとでは、動物界は人間界に最初からすっぽり包み込まれていることになる(青木人志(一九九九a)一九頁、三四頁)。便宜上、本稿において、日本的な動物観を、新美南吉氏の著名な童話の題名を借りて「ごん狐型」と呼び、西洋的なそれを、「創世記型」と呼ぶことにすると、法はなんといっても人間界の規範であるから、人間界への動物界の「組み込み」の度合いの相違に応じ、「創世記型」社会と「ごん狐型」社会とでは、動物関連法規の生成量も大きく違ってくるだろう。

もっとも、こういった動物観の相違を指摘するだけでは、動物法の活用度の著しい相違までは、十分に説明で

きない。そこには、法と訴訟が積極的に活用される社会であるかという問題(第二の意味での「法文化」の問題)が、どうしてもかかわってくる。かつて野田良之氏は、日本の訴訟観の理念型を「うったえ的訴訟」、西欧的なそれを「アゴン(闘技)的訴訟」とそれぞれ名づけて、日本人の「法嫌い」という特質を繰り返して指摘した(Noda [1966] p. 175; 野田良之(一九八六))。その後、野田説に対しては、さまざまな批判が提出されているが、動物法とくに動物虐待罪規定の活用度に話を限定すると、野田氏の指摘が、いまなおかなりの説得力をもつように思われる。ただし、こういった法意識は、ストリートに民事訴訟率や起訴率に反映するわけではなく、そこには、「法制度の違い」(これは「裁判所の利用しやすさ」と密接にかかわる)という重要なファクターが介在している。たとえばフランスでは、動物虐待罪につき動物保護団体の「団体私訴権」が刑事訴訟法上に規定されており、動物虐待事例の摘発と起訴、さらには訴追手続進行中の動物の保護に関して保護団体の活動が決定的に重要な役割を果たしている。このことは、法制度を設計する際に、国家と個人をつなぐ中間団体をどれだけ信

頼し、それらに法的アクターとしての権限をどれだけ分配するかという、より一般的な問題へと連なってゆく(青木人志〔二九九八b〕二二八頁)。これもまた、広い意味で「法についての文化」の問題であるということができよう。

こういった二重の意味での「法文化」が、重疊的に作用して動物関連法の質と量、さらにはその活用度を決定づけている結果、わが国の動物関連法規は西洋文化圏の法と比較すると著しく貧弱で、しかもほとんど活用されないという事態が生じる。これが、動物法に関する「法文化仮説」による、わたくしの比較法文化論的な理解である。

二 「動物の愛護及び管理に関する法律」の成立とその内容

ところが、最近、右に述べた複雑な仮説を再検討せざるをえない事態が生じた。昨年末、「動物の保護及び管理に関する法律」が一部改正され、あたらしい「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「新・動物愛護法」または「新法」という)が成立したからである(「動物

の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」平成十一年十二月二十二日法律第二百二十一号。『官報』号外第二百五十二号五頁)。

本年(二〇〇〇年)十二月に施行が見込まれるこの新法は、旧法の「一部改正」という形をとり、旧法の枠組みを基本的に踏襲するものではあるが、その面目を一新する重要な改正をいくつも含んでおり、わが動物立法史上、画期的なものといつてよい。

新法公布からすでに数ヶ月が経ち、その内容は動物法に関心をもつ者の間では周知のものになりつつあるが、本誌の読者の大多数にはなじみがないと推測されるので、今回の改正の要点をまずは簡単に確認する。

①法の名称・基本原則

「動物の保護及び管理に関する法律」という名称が、「動物の愛護及び管理に関する法律」に変わり、基本原則を定める第二条においては、「命ある」動物をみだりに殺傷したりせず、「動物と人間の共生」に配慮しつつ、動物の習性を考慮して適正に取り扱うべきことが、あらたに規定された。

②適正な動物飼育のための飼い主の責任と地方行政の役

割

動物の飼い主の責任が強調されると同時に、適正な飼育を実現するための行政の権限が強化された。

動物の所有者又は占有者(以下「飼い主」という)は、その責任を十分自覚して適正に飼養すべきであると同時に、動物に起因する感染症への知識をもつようつとめ、動物の飼い主がわかるような措置を講じるようつとめ(第五条)。都道府県等は犬ねこの引き取りにあたって、犬ねこの繁殖制限を徹底させるため、必要な指導・助言を行うようつとめる(第二十条)。地方公共団体は、動物が人に迷惑を及ぼさぬよう、条例により、動物の飼養・保管につき飼い主に対する指導その他の必要な措置を講じることができる(第七条)。都道府県知事は、動物の多頭飼育により周辺の生活環境が損なわれているときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定め、必要な措置をとるよう勧告することができる(第十五条第一項)。さらに、勧告に従わない場合、とくに必要があると認めるときは、期限を定めて改善命令を出すことができる(同第二項)。この命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処される(第二十九条第三号)。

都道府県知事は、当該勧告・命令に関し、市町村長に必要な協力を求めることができる(第十五条第三項)。地方公共団体は、動物による人の生命・身体・財産への侵害を防止するため、条例により、飼い主が遵守すべき事項を定め、政令に定める危険動物については、許可制などにより飼養を制限し、その他必要な措置をとるよう命じ、必要があるときはその職員に飼養施設への立入調査をさせる等、動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる(第十六条)。

③ 動物取扱業者の規制

今回、動物取扱業に対し、法律による規制がはじめて導入された。

動物(哺乳類・鳥類・爬虫類に限り、畜産農業に係わるもの、試験研究用、生物学的製剤の製造用、その他政令で定める用途で飼養・保管しているものを除く)の飼養・保管のための施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、施設を設置する事業所ごとに、総理府令で定めるところにより、氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名、飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地、主として取り扱う動物の種類及び数、施設の構造

及び規模、施設の管理の方法、その他総理府令で定める事項を届出なければならない(第八条第一項)。その際、施設の配置図及び付近の見取り図等を添付しなければならない(同第二項)。これらの事項の変更や、相続・合併の際にも、届出が必要になる(第九条、第十条)。動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために、施設の構造や動物の管理方法につき総理府令に定める基準を遵守しなければならない(第十一条第一項)。都道府県又は政令指定都市は、必要に応じて条例により、総理府令の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる(同第二項)。都道府県知事は、動物取扱業者が基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて改善勧告を出すことができる(第十二条第一項)。さらに、改善勧告に従わないときは、期限を定めて改善命令を出すことができる(同第二項)。また、都道府県知事は、これらの規定の執行に必要な限度で、動物取扱業者に対し、施設の状態、動物の管理方法その他必要な事項について、報告を求め、または、その職員に、当該施設を有する事業所その他関係のある場所へ立入検査させることができる(第十三条第一項)。立入検査す

る職員は、身分証明書を携帯・提示しなければならない(同第二項)。ただし、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない(同第三項)。都道府県または政令指定都市は、動物の健康・安全を保持するのに必要であると認めるときは、これらの措置に代えて、動物の飼養・保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる(第十四条)。

これらの諸規定に対する違反については、罰金や過料が、つぎのように定められている。第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金(第二十八条)に処され、第八条第一項または第九条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者、第十三条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、二十万円以下の罰金(第二十九条第一号、第二号)に処される。法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、これらの違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人または人にも各本条の罰金刑が科される(第三十条)。また、第九条第

二項または第十条第二項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処される（第三十一条）。

④ 動物殺傷罪・虐待罪・遺棄罪の拡大と処罰の強化

新法は、従来の動物虐待罪を「殺傷」と「給餌・給水をしない等の虐待」に分け、それらと動物遺棄罪の対象となる「愛護動物」の範囲を拡大し、法定刑を飛躍的に引き上げた。

「愛護動物」のなかに、今回はじめて「人の占有している爬虫類」が加えられ、その範囲が「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる」（第二十七条第四項第一号）、および、「人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」（同第二号）とされた。それをうけて、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者」は、一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処される（第二十七条第一項）。また、「愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者」、および、「愛護動物を遺棄した者」は、ともに三十万円以下の罰金に処される（同第二項、第三項）。法人の代表者また

は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、これらの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑が科される（第三十条）。

⑤ 動物愛護担当職員・動物愛護推進員・協議会の新設
今回の改正では、動物愛護担当職員・動物推進員ならびに協議会についての規定が新設された。

地方公共団体は、条例により、第十三条第一項の立入検査、第十六条の立入調査その他の動物愛護管理事務を行わせるため、動物愛護管理員などの職名の職員（動物愛護担当職員）を置くことができる（第十七条第一項）。動物愛護担当職員には、当該地方公共団体の職員であって、獣医師など動物の適正な飼養・保管に関し専門的知識を有するものを充てる（同第二項）。また、都道府県知事等は、動物愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる（第二十一条第一項）。動物愛護推進員は、動物の愛護と適正飼養のために、動物愛護と適正飼養につき住民の理解を深める、住民の求めに応じて繁殖防止手術等について助言する、飼い主の求めに応じて動物に適正な飼養の機会を

与えるために譲渡あっせん等の支援をする、動物愛護と適正飼養の推進のために国または都道府県等が行う施策に協力する、といった活動を行う(第二十一条第二項)。さらに、都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師団体その他の動物愛護と適正飼養についての普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができる(第二十二条)。

三 新・動物愛護法の比較法的特質と

「法文化仮説」の修正

このように、新法は、いわゆる「ザル法」に近かった旧法を大きく改正し、動物の飼い主の責任を強調すると同時に地方行政の権限を強め、さらには司法的な制裁を著しく強化することによって、動物の保護を実効性あるものにしようとしている。その意図がどの程度実現するかは、①新法の内容を補充する総理府令(二〇〇〇年四月現在、総理府内で作成作業が進行中である)、ならびに、地方自治体の条例(必要に応じ特別な規制措置を盛

ることもできる)がどのような内容のものとなるか、②動物愛護担当職員・動物愛護推進員・協議会という新しい役職と仕組みを、各自治体がどの程度まで実際に設置し、また、それらがどの程度機能するか、③動物殺傷・虐待・遺棄罪の法定刑の大幅引き上げをうけて、警察および検察の捜査・起訴実務がどう変わるか、といった点にかかってくる。その意味で、新法がどこまで実効性をもつかは、いまのところよくわからない。

もっとも、くだいようだが、わたくしの主たる問題関心は、むしろ冒頭に述べた「法文化仮説」を今後も維持できるか否かという点にある。今回の法改正によってわが国の動物法が、動物の保護・管理に深くコミットする欧米型にいくばく近づいたことは、どうみても間違いない。今後施行されるはずの総理府令や諸条例の内容いかによっては、「規定」のレベルでは、欧米型動物法との相違を強調しすぎることは適当でなくなるかもしれない。しかし、これから述べるように、新法の規定を仔細にながめると、そこにはなお日本法独自の比較法文化論的特質を見出すことができるし、なによりも、新法施行後にその「運用」を相当長期間にわたって見極めない

と、法文化仮説の妥当性(または不当性)を最終的に検証することはできないだろう。このような認識にたつて、以下、新法の規定レベルでの比較法的特質を確認し、その限度で法文化仮説を修正する必要性を検討する。

欧米の動物法と対比して新法に見られる規定レベルの特質としては、次のような諸点が指摘できよう。

① 「愛護」という言葉の特殊性

新法は、かつての法の名称中にあった動物の「保護」という言葉を、わざわざ「愛護」に変更した。そのような改正がなされた実質的な根拠は、国会の審議がほとんど行われなかったこともあって記録上は不明であるが、もし、新法が動物を「愛護すること」まで命じているとしたら、憲法上保障された良心の自由との関係で問題があるろう。しかし、「愛護」という言葉に盛り込まれた中心的な内容は、「動物を虐待せず、適正に取扱う」ことである(第一条)。新法が命じているのは、良心の領分に属する「愛護すること」ではなく、このように客観化され社会化された外部的な行為としての「愛護」であるから、憲法が保障する良心の自由との抵触は生じないと解される(長尾美夏子「二〇〇〇」三十一頁を参照)。

ただし、比較法文化論の視点からは、わが新法が、欧米の法律にもしばしば使われる「保護」(protection; Schutz)という客観主義的な言葉に代えて、「愛護」という主観的・情緒的な含みのある言葉をあえて使ったことの意味を、あらためて問題にすることができよう。じつは、「愛護」という言葉は、法律の名称には入っていなかったとはいえ、旧法の条文のなかでもすでに使われていた。「動物愛護週間」を定めた第四条の規定がそれである。動物愛護週間は、ひろく国民の間に「動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため」設けられたものであるが、その意義は、わたくしの提唱している法文化仮説によって理解することが可能だと思う。つまり、前述の「ごん狐型」社会にあっては、動物を虐待せず適正に飼養するということが、人間界の「重要な倫理」もしくは「尊敬すべき技術」として広く承認されるための基盤が脆弱であるため、まずは、動物の問題への関心を喚起し啓蒙する必要がある。しかも、「隣人」としての動物に対しては、管理を連想させる「保護」より、むしろ「愛護」という言葉がしっくりくるのだろう。

②動物取扱業の範囲の狭さ

新法は動物取扱業を届出制とし、それに付随する行政的・司法的統制手段をあらたに規定した。ここでいう「動物取扱業」に含まれるものとして念頭におかれているのは、主としてペット業者(ペットショップやブリーダー)である。欧米の法にあっては、ペット業者は許可制のもと、より厳しく統制されていることが多く、それとの対比では、わが新法はさほど厳しいとはいえないのだが、そのことはこれ以上問題にしない。それよりむしろ、法文化論の観点から注目すべきは、産業動物を扱う畜産農家や養鶏業者等、さらには、実験動物を扱う実験施設や実験用動物の供給施設などが、わが新法では明示的に規制の外に置かれていることであろう。ペット動物はもちろん、産業動物や実験動物の取扱いにあたっては、動物の福祉の観点から厳しい規制を加えている欧米の立法例に比べると、この点が日本法の大きな特質であるといえる。

産業動物についてヨーロッパの例をみると、たとえばドイツ(以下ドイツ法についてはLorz/Metzger [1999]による。)には、一九八七年十二月十日の「鶏の飼育に

関する命令」(Hennenhaltungsverordnung BGBI. I S 2622)、『一九九四年二月十八日の「豚の飼育に関する命令」(Schweinehaltungsverordnung BGBI. I S 312)、『一九九五年八月二日改正BGBI. I S 1016)、『一九九七年十二月二十二日の「子牛の飼育に関する命令」(Kalberhaltungsverordnung BGBI. I S 3328)、『一九九九年六月十一日の「輸送中の動物の保護に関する命令」(Tier-schutztransportverordnung BGBI. I S 1337)と、また、た詳細な法令があらういで制定され、産業動物の福祉に手厚い配慮がなされている。また、オーストリア(以下オーストリア法についてはKallab/Kallab/Noil [1998]による。)には、動物の輸送に関して「動物の道路輸送に関する連邦法」(Tiertransportgesetz-Strabe-TGSt BGBI. Nr. 411/1994)、『動物の航空輸送に関する連邦法」(Tiertransportgesetz-Luft-TGLu BGBI. Nr. 152/1996)、『動物の鉄道輸送に関する連邦法」(Tiertransportgesetz-Eisenbahn-TGEisb BGBI. Nr. 43/1998)と、いう三種の連邦法と、それらを補充する「輸送世話人ならびに輸送監督人の育成と知識に関する公共経済交通大臣の命令」(BGBI. Nr. 427/1995)、『動物の道路輸送

のための輸送証明書に関する公共経済交通大臣の命令」(BGBl. Nr. 129/1995)、「動物の道路輸送に際しての動物の世話に関する公共経済交通大臣の命令」(BGBl. Nr. 440/1995)、「動物輸送用の車両ならびにコンテナの設備と性質に関する連邦科学芸術大臣の命令」(BGBl. Nr. 679/1996)が存在する。さらに、輸送者の知識の涵養、輸送証明書の内容の詳細、さらには動物輸送に使用されるコンテナ設備などについても、法律を補充する細かな命令が複数出されていて、まさに至れり尽くせりの観がある。いずれも、ごく最近できた法律であるとはいえ、このような充実した法令が出される背景には、産業動物の取扱いについての社会的関心の高さがうかがわれる。

つぎに、実験動物についての法規制をみても、たとえば、ドイツの「動物保護法」のなかには、動物実験の許容条件や実験実施にあたっての実験者の義務等が詳しく規定されている(同法の邦訳として渋谷敏(一九九五)がある。ただし、一九九八年五月二十五日の「動物保護法を改正する法律」(BGBl. I S. 1094)によって同法は現在さらに充実したものになっている)。実験動物につ

き動物保護法を補充する命令として、「実験動物の記録と識別に関する一九八八年五月二十日の命令」(BGBl. I S. 639)、「動物実験に使用された脊椎動物の届出に関する一九八八年八月一日の命令」(BGBl. I S. 1213)が存在する。

また、フランスでは、一九八七年十月十九日のデクレによって動物実験の許容条件等を定めており、それに対する違反は、刑法典上に動物虐待罪とならんで規定された「違法動物実験罪」を構成する(デクレの内容については、フランス刑法研究会(一九九七)一一九頁以下を参照)。さらに、オーストリアをみると、「生きている動物に対する実験に関する一九八九年九月二十七日の連邦法」(「動物実験法」BGBl. Nr. 501/1989)、「動物実験法にもとづき『LD50テスト』を許されないものとする連邦科学研究大臣の命令」(BGBl. Nr. 792/1992)といった法令がある。

産業動物・実験動物に関するヨーロッパ各国の法的体的内容につき、詳細を述べる余裕はないが、これらはEURELの規範を前提として作られているため、内容の大枠は共通した部分が多いことを指摘しておくべきだ

ろう(EUの動物関連規範についてはWilkins(1997)が詳しい)。

さて、こういったヨーロッパの状況を引き合いに出して、わが国の法的保護の欠落を非難するのは容易なことである。しかし、法文化論的な研究にあっては、彼我の法状況の「優劣」評価はさしあたり問題ではない。今回の新法でペットは比較的手厚く保護されるようになったのに、産業動物と実験動物についてはなぜ別論とされたのか。その理由につき、「わが国が動物保護後進国だから」といった一刀両断の価値評価ではなく、かといって「畜産業者や動物実験施設側の圧力に屈したから」という政治的な因果説明でもない、価値中立的な法文化論的解釈を試みようというのが、本稿のもくろみである。

私見では、産業動物と実験動物は分けて考えるべきである。まず、産業動物については、歴史的に培われた「文化的感受性」の違いが、やはり重要だろう。肉食の歴史・伝統が圧倒的に違うヨーロッパ諸国とわが国とでは、畜産動物が人間生活のなかに占める地位の大きさについての意識は、大きく隔たっているはずである。それにくわえて、現代日本の都市生活者にとって、ペット以

外の動物の福祉の問題を体感することが困難な状況にあることも作用して、このような法状況を作り出していると解釈することが可能であろう。

つぎに、実験動物の問題であるが、これは長い歴史のスパンで見ると、せいぜい近代医学の発展以降に出現した新しい問題であるから、畜産動物の問題と違って、その解釈にあたって動物をめぐる文化的・伝統の違いを強調することは適当ではなからう。マウスやモルモットに対する「伝統的な感受性の差」が存在しないとすれば、法状況の違いをもたらしている文化的要因としては、むしろ、医学に対する「聖域」意識の違いが重要であろう。

③ 動物殺傷・虐待・遺棄罪の飛躍的重罰化

新法では、動物殺傷・虐待・遺棄罪について爬虫類が保護対象に入り(そのきっかけのひとつはカミツキガメの遺棄が増えたことだという)、しかも動物殺傷罪の法定刑の上限が、罰金三万円から懲役一年へと飛躍的に引き上げられた(ただし動物虐待・遺棄罪については罰金三十万円)。おもうに、同一の行為につきこれほどの大幅引き上げが行われた例は、内外の立法史上ほとんど存在しないのではなからうか。ちなみに、一年以上の懲役

という法定刑は、刑法第二百七十七条に規定された「遺棄罪」(保護責任者遺棄罪ではない)とまったく同じである。「老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者」を遺棄する行為と、ペット(爬虫類を含む)をみだりに殺傷する行為が、法定刑の点では同等に扱われることになったわけである。これは行き過ぎの感もするが、欧米における動物虐待罪の法定刑の上限をみると、オーストリアの刑法 (Strafgesetzbuch) では一年の自由刑、フランスの刑法 (Code pénal) においては二年の自由刑、ドイツとスイスの動物保護法 (Tier-schutzgesetz) では、ともに三年の自由刑である。アメリカ合衆国では、州によって構成要件も法定刑も区々だが、たとえばニューヨーク州法では闘犬主催者が最高四年の自由刑に処されるなど、動物虐待への対応はたいへん厳しい。新法によって飛躍的に引き上げられたとはいえ、わが国の法定刑の上限は、欧米との比較ではごく平凡な水準だといってもよい。

一方、アジアには動物虐待罪規定をもつ国がどれほどあるのか、詳しいことはわからないが、一九九一年に「動物保護法」(法律第四三九七号)を制定した韓国の場合、

合、動物虐待罪の法定刑の上限は二十万ウォンの罰金(同法第十二条)である。また、台湾の「動物保護法」でも、せいぜい罰金どまりらしい(地球生物会議(一九九九年)七十二頁以下、ただし原文未確認)。こうしてみると、わが新法は、動物(とくにペット)殺傷罪の法定刑に関して、いわば「脱亜入欧」を決断したということが出来る。この点に関しては、当初の素朴な法文化仮説を一部修正し、ペット殺傷罪の規定レベルでは、「動物界の人間界への組み込み」が欧米なみに進み、その限度で、わが法文化は「ごん狐型」から「創世記型」へ近づいたとすべきだろう。

このように極端な法定刑の引き上げを受けて、わが警察・検察実務は、新法施行後、動物虐待事例にどのような対応をとるのだろうか。はたして運用面でも劇的な変化が起こるだろうか。一種の文化的実験ともいえる動物殺傷罪法定刑の引き上げが、今後どのような結果を生むか、そのなりゆきが注目される。

④行政の引取義務の存在

今回は改正の対象とならず、旧法から引き継がれた規定のなかにも、比較法的にみて特徴のあるものがある。

「都道府県等は犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない」とする新法第十八条の規定は、その好例であろう。

行政が動物収容施設を運営し、そこに野良犬などを収容して必要に応じて安楽死させることは、倫理的な是非はともかく、比較法的にみてめづらしいことではないし、狂犬病予防のための衛生警察の一環として、やむをえぬ措置でもであろう。しかし、所有者の求めがあれば「必ず引き取らなければならない」という義務までを行政に課している法律はめづらしい。断言する自信はないが、欧米の動物立法には同様の規定はおそらく存在しない(少なくともわたくしの目には触れていない)。また、遺棄動物を保護管理する行政の責任(第七条)を規定する韓国の動物保護法にも、行政に引取義務を課す規定はない。わが国で「処分」される犬ねこは年間数十万頭にも及ぶため、引取義務規定の問題性は、かねてより認識されていた。しかし、新法成立の際には、引取りのあり方を検討すべきだという付帯決議がついたものの、義務規定自体は廃止されるにいたらなかった。その背後には、動物の保護・管理をまっとうすることができず、かといっ

て動物を自らの責任で安楽死させることもできない飼い主の姿が垣間見える。この「だらしなさ」は、動物の徹底した保護・管理が下手な「ごん狐型」文化と無関係ではあるまい。くわえて、欧米諸国では、動物収容施設をもつ大きな保護団体が、一種の緩衝地帯となるのに対し、わが国ではそのような機能を果たす中間団体が存在しないため、飼い主はいきおい行政にすがりつく(「うったえ的」!)という結果になる。この違いも、引取義務規定を廃止できない理由のひとつであろう。

四 今後の課題―「比較動物保護団体論」へ むけて

以上の検討によって、「法文化仮説」は、いまだ放棄するには及ばないが、ペット殺傷罪の法定刑についての規定レベルでは、わが法文化と欧米のそれがかなり接近したため、その限度で、同仮説は一部修正する必要があることが明らかにした。また、近い将来出されるはずの総理府令や条例、新法の運用、さらには保護団体の活躍状況によっては、今後、同仮説の内容をさらに修正し精緻化してゆくことになるう。

かつてわたくしは、フランス法を素材として、保護団体の果たす法的機能の重要性を指摘した(青木人志(一九九八b))が、英米法圏に目を向けてもそれは同じである。たとえばイギリスのもっとも古い動物保護団体である「王立動物虐待防止協会」(RSPCA)の場合、

一九九六年に同協会の調査により動物虐待のかどで訴追された被告人の数は九百七十一人、有罪判決の数はじつに二千二百八十二件にのぼる。言い渡された刑罰の内容は、飼育禁止 (Banning order) がほとんどであるが、五十五人の被告人に対しては、自由刑 (Prison sentences) が宣告されつつある (RSPCA [1996] p. 17)。イギリスの動物虐待罪は簡便に利用できる治安判事裁判所 (Magistrates' Court) での略式手続によって審理されることを考慮に入れても、なおこの数字には驚かされる。RSPCAは財政規模も巨大で、同協会の一九九六年度の収入と支出はともに四千万ポンドを超えている。収入の内訳をみると、同年度の総収入のうち、半分以上の二千四百万ポンドは、遺産の寄付 (Legacy income) によるものである。どれだけの数の人々が遺産を寄付したのかは不明だが、動物保護団体にかくも巨額の遺贈が

行われることの背景には、たんなる損得の問題(たとえば税制上の優遇措置など)を超えた西欧社会に特有の文化的要因が介在していると予想され、その要因の内容の具体的な解明は比較文化論の興味深い研究課題となるだろう。

同様に、アメリカ合衆国の保護団体の規模もまた巨大である。たとえば、「合衆国人道協会」(HUSU)の会員数は百七十五万人、一九九六年度の収入は四千六百万ドルにのぼる。その他の主要な保護団体についても、「アメリカ動物虐待防止協会」(ASPCA)の会員数が四十二万五千人、同年度の収入は千九百六十万ドル。「動物の道徳的な取り扱いを求める人々」(PETA)は会員数六十万人、同年度の収入は千四百万ドル弱。「動物のための基金」(Fund for Animals)は会員数二十万人、一九九七年度の収入が五百二十五万ドルである。会員数や財政規模においてこれと同程度の保護団体はほかにも複数ある (Oliver [1996] p. 141 以下による)。

動物保護団体のこのような巨大化現象は、動物や人間にとって福音であるかについては議論が分かれ (RSPCAを批判するバルガス・リョサ(一九九四年)参照)、

アメリカでもその点が論争の的になっている (Oliver [1999]) は、動物の「権利」運動が動物の「福祉」を後退させていることをきびしく批判する。

これに対し、わが国の代表的な動物保護団体である財団法人日本動物愛護協会 (JSPCA) および社団法人日本動物福祉協会 (JAWS) の規模はどうか。日本動物愛護協会の場合、二〇〇〇年三月現在の会員数は五百五十四名 (法人会員十九団体を含む)、二〇〇〇年度予算の収入合計は、五千四百万円あまりである。また、日本動物福祉協会の場合、一九九九年度末の会員数が三千人弱、同年度の総収入はおよそ四千七百四十万円だという。会員数も予算規模も、欧米の巨大団体とは比べものにならない。新・動物愛護法は、動物保護団体の連合体の活動に少なからず後押しされて成立した。しかもその第二十二条には前述の「協議会」という制度が規定され、わが国の動物保護団体が今後行政と連絡をとりつつ地域の動物問題への取り組みに関する法的可能性が拓かれた。しかし、そうはいっても、動物保護団体の社会的・法的な存在感は、欧米諸国と比較するかぎり、いまだ希薄である。私見では、この事実もまた「法文化仮説」を

裏書きする。

一昨年、「特定非営利活動促進法」(通称「NPO法」。平成十年法律第七号) が成立する過程で、市民活動の支援の仕方、市民活動団体と行政のかかわり方、あるいは、日本社会における行政の守備範囲の構造的見直し、といった大きな問題が浮かび上がったのは記憶にあたるらしい (兩宮孝子ほか [一九九七])、とくに同八頁の磯部力氏の発言を参照)。動物保護活動は、NPO法の規定する「特定非営利活動」(同法第二条第一項、別表) のなかに直接うたわれていない。しかし、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、災害救援活動等を目的としてNPO法人格を取得した団体が、その枠内で動物保護活動を行うことは可能である。これにより、信頼に足らぬ団体が法人格を取得する可能性もあるが、それらは、言論のフォーラムを含む広い意味での「市場原理」によって淘汰されるべきものであるだろう。動物保護への社会的関心と市民団体の活動への期待はともに高まりつつあるが、わが国の動物保護団体は今後どの程度社会的存在感を増すことができるだろうか。そのなりゆきは、「法文化仮説」の帰趨にも、

少なからず影響するだろう。

【引用文献】

青木人志(一九九八a)「動物愛護と伝統の狭間―フランス刑法における鬮牛の扱い」『一橋論叢』第一一九巻第一号一六頁。

——(一九九八b)「動物虐待罪の日仏比較法文化論」『法学研究』(一橋大学研究年報)第三一号一四一頁。

——(一九九九a)「動物に法人格は認められるか―比較法文化論的考察」『一橋論叢』第一二二巻第一号一七頁。

——(一九九九b)「今必要なセットの法律」『消費者法ニュース』第三八号六頁。

——(一九九九c)「動物をめぐる法と文化」『*Relatio*』第三号三六頁。

——(一九九九d)「法文化論的にみたフランス動物法の新展開」『一橋論叢』第一二二巻第一号一七頁。

兩宮孝子ほか(一九九七)「NPO法の検討―市民団体の法人化について(座談会)」『ジュリスト』第一一〇五号四頁。

渋谷敏(一九九五)「ドイツ・動物保護法」『外国の立法』第三四巻第一・二号二〇八頁。

地球生物会議(一九九九)『海外の動物保護法・1』(ALIVE資料集5)。

長尾美夏子(二〇〇〇)「法律と良心の自由」『動物たち』(財団法人日本動物愛護協会発行)一一五号三一頁。

野田良之(一九八六)「西歐人の法観念と日本人の法観念」

『内村鑑三とラマートブルフ』(みすず書房)五〇頁。

バルガス・リョサ(一九九四)「制度化が生む狂気」『読売新聞』一九九四年一月二十四日第一面(地球を読む)。

フランス刑法研究会(一九九七)「フランスにおける生命倫理と法(二)」『國學院法学』第三五巻第二号一一九頁以下(青木人志執筆)。

Kallab/Kallab/Noil(1998) *Tierschutzrecht* (Verlag Österreich).

Lorz/Metzger(1999) *Tierschutzgesetz, 5. Auflage* (C. H. Beck).

Noda(Yoshiyuki)(1966) *Introduction au droit japonais* (Dalloz).

Oliver(Daniel T.)(1999) *Animal rights: the inhumane crusade, 2nd ed.* (Merril Press).

RSPCA(1996) *The trustees' report & accounts 1996* (Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals).

Wilkins(David B.)(1997) *Animal welfare in Europe* (Kluwer Law International).

(一橋大学助教授)